

# 笠岡地区海洋牧場の利用について

## 1 海洋牧場の整備と水産資源の増殖

### (1) 漁場の整備

漁業生産の増加を目的として、人工魚礁や割石等により幼稚魚から成魚・親魚に至るまで一生を通じて魚類が生活できる生息場所を白石島周辺の海域に整備しました。

### (2) 水産資源の増殖

クロダイ、キジハタやオニオコゼなどの稚魚を飼育し、大きくして放流する取り組みや音響給餌ブイを使用して、クロダイやキジハタ等の種苗や天然魚を音と餌によって魚礁設置区域に飼い付け、効率的に増やす取り組みを行ってきました。



種苗放流



音響給餌ブイ



魚礁に定着したキジハタ種苗

## 2 海洋牧場での問題点

漁場の整備や地元漁協の取り組みにより、キジハタ、クロダイ、メバル、カサゴなどが増え、漁獲量が増加しました。一方で、多くの遊漁者が海洋牧場を訪れるようになり、漁業と遊漁の間で次のような問題が発生しています。

### (1) 過剰な釣獲

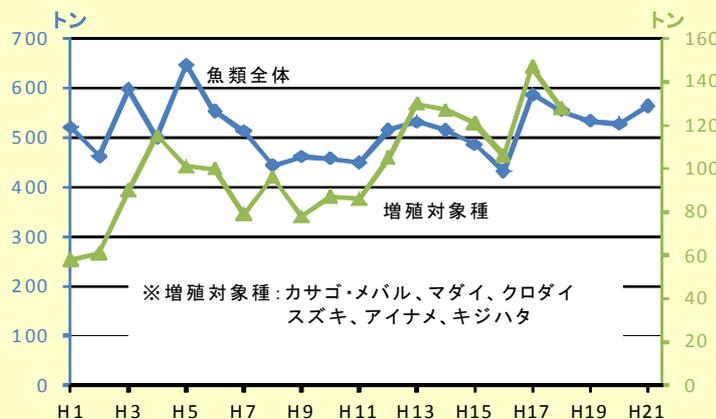
魚が大量に釣られることによる水産資源への影響が懸念されています。

### (2) 漁場の占有

遊漁船が集中したり、かかり釣により、漁業者が漁具を設置できなかつたり、設置していた漁具を揚げられないなど漁業操業に大きな影響が生じています。

### (3) 漁具の被害

遊漁船の投錨により、漁具が破損するなどの被害が発生しています。



笠岡市の漁獲量の推移



海洋牧場内で釣をする遊漁船

笠岡地区海洋牧場は、水産資源を効率的に増やし、周辺海域に水産資源を供給することを目的として整備した海域ですので、次のとおり利用ルールを定めることとしました。(詳しくは裏面をご覧ください。)

# 笠岡地区海洋牧場利用のルール

## ～海区漁業調整委員会指示～

◎ 笠岡地区海洋牧場では、次のルールを守ってください。

- ① 船釣りでの疑似餌針（サビキなど）の使用禁止（12月1日から翌年3月31日までの間）
- ② かかり釣の禁止（7月1日から9月30日までの間における午前4時から正午までの間を除く）
- ③ 次の大きさの魚の採捕禁止（全長12cm以下のメバル、全長12cm以下のカサゴ、全長14cm以下のマダイ、全長15cm以下のクロダイ、全長23cm以下のキジハタ）
- ④ 保護区域1及び保護区域2では、全ての漁法で採捕禁止
- ⑤ 底びき網漁業操業禁止区域では、小型機船底びき網漁業の操業禁止

このルールは、平成24年9月1日から適用となります。

なお、保護水面は、岡山県海面漁業調整規則により周年採捕が禁止されています。

◎かかり釣とは、

錨で船を固定して釣をすることです。

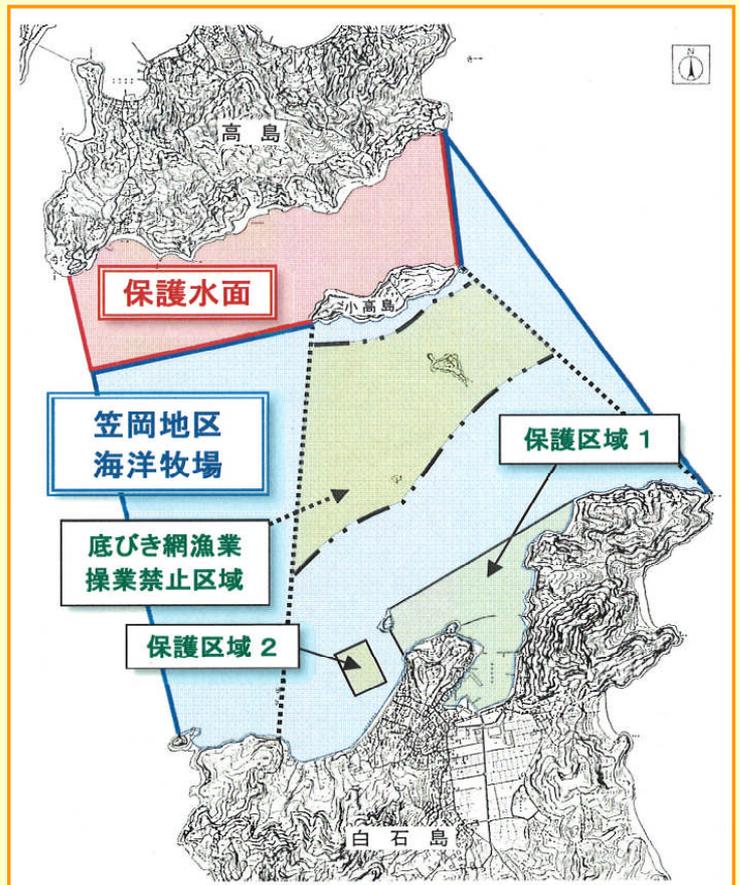
◎海区漁業調整委員会指示とは、

（根拠法令：漁業法第67条）

水産動植物の繁殖保護を図るため、海区漁業調整委員会が水産動植物の採捕に係る制限又は禁止を指示するものです。

なお、この指示に従わない者に対して知事が指示に従うべきことを命令し、この命令に違反した者には罰則が適用されます。

◎笠岡地区海洋牧場の位置



<お問い合わせ先>

岡山県農林水産部水産課漁政班

TEL 086-226-7445

E-mail [suisan@pref.okayama.lg.jp](mailto:suisan@pref.okayama.lg.jp)

岡山県水産課ホームページでもご確認いただけます。

<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/56/>